

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3999005		処分名	使用許可の取消し		
区分	不利益処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部	複数部局	課	複数課	教育総務課, 子ども政策課	
根拠規定	鈴鹿市立学校施設使用条例				第8条	
基準規定	①	鈴鹿市立学校施設使用条例			第8条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日
	非公開該当		未設定理由			
	(1)使用者が申請事項を履行しないとき (2)教育委員会が必要と認めたとき ・使用許可の申請に偽りがあったとき。 ・使用許可に際し, 付された条件に違反したとき。 ・地震, 火災, 水害等の災害により, 当該施設を使用に供しがたいと認められるとき。 ・学校運営上支障があるとき。 ・教育委員会が公用又は公共用に供するため当該施設を使用するとき。					
	基準規定(参考) 第8条 使用許可のあつた後でも使用者が申請事項を履行しないとき又は教育委員会が必要と認めたときは, その許可を取り消すことができる。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						